

まだ、

まだ、
運転?
運転?
運転?



STOP
飲酒運転

運転者本人

平成19年9月19日から変わりました！

改正前

酒酔い運転

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

改正後

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

飲酒検知拒否

30万円以下の罰金

3ヶ月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

救護義務違反

5年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

10年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

平成19年6月20日から2年内に変わる内容

酒酔い運転や救護義務違反等、一定の悪質な違反行為を理由に免許の拒否・取消しを受けた場合、
3年以上10年を超えない範囲内で免許を受けることができなくなります。

違反行為を行い、又は、交通事故を起こした際、警察官に
免許証提示を求められたら提示しなければいけません。

免許証提示義務

運転者の周辺者

飲酒運転を行うおそれがあるものに対し

| 運転者 本人が | 車両を提供 | | 酒類を提供 | |
|------------|-----------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| | 酒酔い運転の場合 | 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 |
| | 酒気帯び運転の場合 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | | |

酒に酔った状態であることを知りながら

酒気を帯びていることを知りながら

自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒・車は提供しない！
同乗もしない！

酒・車提供



同乗